

## 我孫子市いじめ防止対策委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、我孫子市いじめ防止対策推進条例（平成26年条例第33号）第20条第1項の規定に基づき設置する我孫子市いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 対策委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 対策委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長には教育長を、副委員長には教育総務部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を取りまとめ、対策委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

### (調査部会)

第6条 対策委員会に、重大事態に係る事実関係を速やかに調査するため、第三者による調査部会を置くことができる。

2 調査部会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### (関係者の排除)

第7条 対策委員会は、調査の対象となるいじめに関する事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた委員で協議を行うものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 対策委員会及び調査部会の庶務は、教育総務部指導課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が対策委員会に諮って定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(最初の委員の任期)

2 この告示の施行後第2条第2項の規定により最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

(我孫子市いじめ防止対策委員会設置要綱の廃止)

3 我孫子市いじめ防止対策委員会設置要綱(平成26年教育委員会告示第2号)は、廃止する。

#### 別表（第2条関係）

関係者	弁護士 警察関係者 福祉関係者 児童心理に関する専門的知識を有する者 我孫子市小中学校校長会に属する者 我孫子市PTA連絡協議会に属する者
市長部局	子ども相談課長 社会福祉課長

教育委員会

教育長 教育総務部長